

## 太陽光発電設備（特例太陽光発電設備を除く）

変更内容	対象者		
	以下3つを全て満たす者 ①2015年4月1日から2017年3月31日までに認定を受けている ②2016年7月31日までに接続契約を締結している ③運転開始前である	左記の対象者以外（※4）	
発電出力の変更（※1）	出力の増加	変更あり	変更あり
	出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	変更あり	変更なし
発電設備の型式の変更（※2）	太陽電池のメーカーの変更	変更あり	変更なし
	太陽電池の種類の変更	変更あり	変更なし
	太陽電池の変換効率の低下	変更あり	変更なし
太陽電池の合計出力の変更（※3）	合計出力の増加 (3kW以上または3%以上)	変更あり	変更あり
	合計出力の減少 (20%以上)	変更あり	変更あり
接続契約締結日の変更		変更あり	変更あり

※1 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に発電出力を変更する場合は発電出力が10kW未満の発電設備の出力増加であって、変更後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。

※2 メーカーが当該種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合又は10kW未満の発電設備の変更の場合は、調達価格の変更なし。

※3 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に太陽電池の合計出力を変更する場合又は発電出力が10kW未満の発電設備の場合は、調達価格の変更なし。

※4 2015年3月31日までに認定を取得し、かつ表中の「対象者」の左欄②・③の両方を満たす者が、表中の「出力の減少（10kW以上かつ20%以上）」または「発電設備の型式の変更」を行った場合には、2018年12月5日に資源エネルギー庁が発表した「未稼働案件への新たな対応」の「適用除外」には該当しなくなりますので、ご注意ください。詳細は、下記URL（ニュースリリース）の別紙2のP.3「（4）太陽光パネルの変更（2018年12月10日施行）」をご覧ください。  
<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181205004/20181205004.html>

<注意> 10kW未満の設備で自家発電設備等を新たに併設しダブル発電に変更する場合など、区分等を変更する場合（上記表の発電出力の変更によるものを除く）は、当該案件に適用されている調達価格の属する年度における変更後の区分の調達価格に見直されます。

## 特例太陽光発電設備

- 特例太陽光発電設備とは、2012年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申し込みを行った設備で、固定価格買取制度へ移行されたもの。
- 設備IDが「F」から始まる。

・発電出力の増加又は減少や自家発電設備の併設又は撤去等により、**価格区分が変更になった場合のみ、調達価格が変更**されます。

・この場合に適用される価格は、その設備が余剰電力買取の申し込みを行った年度の特例太陽光価格になります。

## 風力、中小水力、地熱、バイオマス発電設備

変更内容	運転開始前	運転開始後
区分等の変更【風力、中小水力、地熱】（※1）	変更あり	変更なし
発電出力の変更（※2）	出力の増加	変更あり
	出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	変更あり
接続契約締結日の変更		変更あり
バイオマス燃料の種類の変更【バイオマス】（※3）		変更あり

※1 発電出力のみの変更によるものを除く。

※2 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合は、調達価格の変更なし。

※3 使用するバイオマス燃料の種類の変更（異なる価格区分に属するバイオマス燃料の追加）による区分等の追加。（価格変更の対象は、当該追加された区分等への調達価格の適用に限る。）